



鳥取県公報

令和7年2月25日（火）
第9672号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（89）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（3件）（90～92）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就任（93）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（3）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 3
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定（県土総務課）・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第89号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第90号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町父原
- 3 終了年月日 令和6年11月1日

鳥取県告示第91号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町中祖
- 3 終了年月日 令和6年11月1日

鳥取県告示第92号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（UAVレーザー測量）
- 2 作業地域 日野郡江府町大字俣野
- 3 終了年月日 令和6年12月24日

鳥取県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年2月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

理事 金 居 みどり 倉吉市杉野174

〃 重 道 世津子 倉吉市長谷93

令和7年2月12日就任 任期 令和8年2月23日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

令和7年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和7年2月26日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
(1) 令和7年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
(2) その他

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和7年2月25日から同年4月25日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和7年4月25日までに知事に意見書を提出することができる。

令和7年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信
岡山県岡山市中区清水369-2
- 2 大規模店舗の名称
(仮称) ザグザグ両三柳店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
米子市両三柳字大沢十六273ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
1,649平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和7年6月1日

7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により特定所有者不明土地の土地権利等の取得についての裁定をしたので、法第14条の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積
米子市日久美町	384	墓地	79平方メートル

2 土地権利等の始期

令和7年3月1日

3 土地権利等の存続期間

10年間

4 土地権利等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額及びその支払の時期

(1) 補償金の額 73,190円

(2) 支払の時期 令和7年2月28日まで